平成２３年（フ）第６３７号
熊本市黒髪５丁目10番33号、前住所熊本市山室５丁目３番９号
債務者　藤田　義英
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６４４号
熊本市長嶺東１丁目８番４―304号
債務者　堀　　昭幸
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６９９号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目16番２号
債務者　青栁　公惠
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７０４号
熊本市十禅寺２丁目17番12号
債務者　須﨑　直子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３８６号
青森県むつ市川守町20番１号
債務者　佐々木圭介
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４１７号
名古屋市昭和区鶴舞４丁目11番６号　鶴舞公園ハイツ105号
債務者　増田　浩一
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２９号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目12番地　瑞穂野市営住宅31号棟51号室
債務者　髙野美智枝
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３０号
栃木県那須塩原市下厚崎345番地
債務者　長瀬　文江
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７５４号
栃木県真岡市上高間木３丁目18番地４
債務者　板井アンデルソンこと　デ　アンドラデ　アンデルソン　イタイ
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６０号
栃木県宇都宮市中里町198番地７
債務者　ナカヤマ　マリア　テレサ　アルセ
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７０１号
横浜市西区戸部本町８番５号　戸部コーポＢ―１号
債務者　一瀬　　清
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７６８号
横浜市青葉区桜台44番地　パークビュー青葉台106
債務者　小松彦太郎
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７９７号
横浜市青葉区すみよし台15番地11　青雲荘101
債務者　渡邊　貴之
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８０４号
横浜市旭区二俣川２丁目32番地７　ハイム二俣川201号
債務者　針生　　翼
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８０５号
横浜市旭区二俣川２丁目32番地７　ハイム二俣川201号
債務者　針生　麻里（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８１１号
横浜市瀬谷区三ツ境160番地22　ピーターズタウン211号
債務者　朝倉　良太
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部